

平成27年度知的障害者福祉担当現任職員研修会実施要領

1 目的

日常生活の困難さが継続し、支援の必要性が長期にわたる知的障害者には、各種支援制度を適時適切に利用することが安全安心な生活を送るために必要である。

しかし、厚生労働省が平成25年度にまとめた「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究について」によると、親の会に所属している意識の高い方でも、成年後見制度の利用率は32パーセントに留まっている。当所で日々療育手帳判定業務を行うなかでも、借金問題や詐欺被害等に関する話を聞くことも多々ある。また、知的障害者が安定した生活を送るには、障害基礎年金の受給が重要だが、手続きがうまく進められない方も多い。

そこで、援護の実施者であり、身近で知的障害者の相談に対応する市町村職員に成年後見制度や障害基礎年金等について理解を深めてもらい、支援技術の向上に資するものである。

2 主催

宮城県リハビリテーション支援センター

3 日時

平成27年10月30日（金） 午後1時から午後4時まで

4 会場

宮城県リハビリテーション支援センター 1階 作業療法室
（名取市美田園2丁目1番地の4 まなウェルみやぎ内）

5 対象

知的障害に関する福祉行政を担当している市町村職員及び保健福祉事務所職員等（定員50名）

6 内容

（1）講話 「成年後見制度について（仮）」
講師 宮城県サポートセンター支援事務所 所長 鈴木 守幸 氏

（2）講話 「障害基礎年金について（仮）」
講師 仙台南年金事務所 職員

7 申込方法

別紙様式により平成27年10月16日（金）までファクシミリまたは電子メールにて報告願います。

- （1）ファクシミリ：022-784-3593
- （2）電子メールアドレス：rehabilijs@pref.miyagi.jp

8 その他

来所に当たっては、公共交通機関を利用願います。公共交通機関の利便が悪い等のやむを得ない場合は、駐車許可証を発行いたしますので、予めご連絡ください。（駐車許可証がない場合、当センターの駐車場には駐車できませんのでご了承ください。）

また、参加申込数が定員を超過した場合は、調整が必要な方のみ連絡させていただきます。